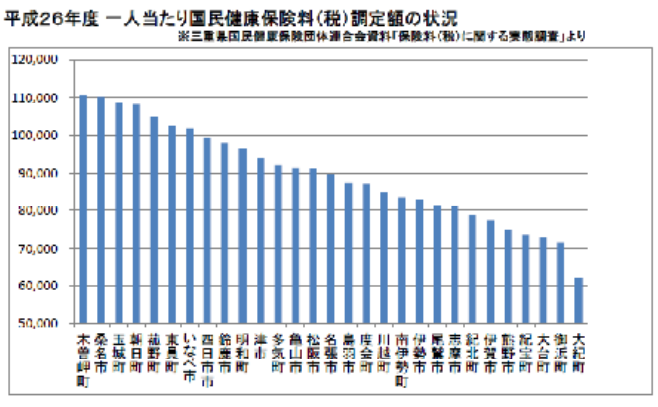
市議団ニュース　第１４３号　　２０１６年７月３１日

いきいき亀山　　発行　日本共産党亀山市議団

６月議会の報告（一般質問特集）

国保の県単位化で保険税がさらに高くなる恐れ

服部こうき議員は、国民健康保険の県単位化を取り上げました。昨年５月に成立した法律により、１９６１（昭和３６）年から始まった国民健康保険制度が大きく変えられようとしています。２０１８（平成３０）年度から始まりますが、これまで市町が保険者（保険を運営する主体のこと）だったのが、新たな制度では県と市町が保険者となります。そして県が国保の財政を握り、市町が賦課、徴収などの様々な実務を担うことになり、県が実質的な権限を握ることになるのです。



国保制度には構造的な問題がある

この国保制度には、加入者の年齢が高く当然ながら医療費が多くかかる、加入世帯の所得が低い、保険税が高い、制度を維持するためには一般会計からの繰入れが必要など現在の国民健康保険制度には構造的な問題があることを国も市も認めています。

櫻井市長が「構造的な問題は解決できない」と答弁

服部議員はまず櫻井市長に「これまでの一般質問で、国保が抱える構造的な問題については同じ認識であることを確認したが、平成３０年度からの国保の県単位化によってこの構造的な問題が解決すると考えているのか」質しました。櫻井市長は、「解決できるとは考えていない。公費（国の予算）の拡大が必要」と答弁しました。

格差が２倍もある保険税を一本化すれば大幅な値上げも

次に坂口市民文化部長に現在、県と２９市町で検討が進められているいくつかの問題について質しました。一つ目は保険税（料）が県で統一（一本化）されるのかということです。上のグラフは、県内２９市町の一人当たりの保険税（料）を示したものですが、最も高いのが木曽岬町の約１１万円で最も安いのが大紀町の約６万円です（亀山市は約９万円）。これを高い方に合わせると、現在安い市町が１人当たり３万円、４万円の値上げとなり大変な事態になると指摘しました。これに対して部長は、「現時点では、国保の県単位化により、県で統一されないものと認識している」と答弁しました。服部議員は、一本化はやめるべきだと指摘しました。

一般会計からの繰り入れは続けるべきだ

また一般会計（一般財源）からの繰り入れはできなくなるのか質したのに対して、部長は、「公費（国）の財政支援の拡充」がされており、「一般会計からの繰り入れができなくなるとまでは聞いていないが、公費の財政支援の拡充などで繰り入れを解消する方向にあると理解している」と答弁しました。

服部議員は、「過去の値上げの時に法定外の繰り入れをやり値上げを抑えてきた。繰り入れをやめれば高い国保税がますます高くなる。やめるべきではない。」と強く要求しました。

さらに国保税の滞納を三重地方税管理回収機構へ移管するのか質したところ部長は、「回収機構への移管は、市税の滞納と重複する場合のみ」と答弁しました。服部議員は移管しないよう要求しました。

５５年の歴史を持つ制度を大転換するのに全く知らされていない

最後に、県単位化を議論している「連携会議」（２９市町の課長級の集まり）とその下の４つの「作業部会」の会議の公開と情報の公開を求めました。部長は、「県が主催する会議であり、県医務国保課によると公開の対象としない。また情報公開は請求に基づき適切に処理するとの回答だった。」という答弁でした。

服部議員は、５５年もの歴史のある国民健康保険制度を大転換する県単位化であるのに、議会にも市民にも何ら知らされることなく議論が進んでいる。決まってから知らされても議会や市民の意見は反映されない。議論中でも会議を公開し、情報も公開するのが当たり前だと強く求めました。これに対して櫻井市長は、「市の情報公開の手続をしてもらえば」と答弁するだけでした（請求しても全部公開されません）。

要支援１、２を介護保険から外し、総合事業へ

福沢みゆき議員は、安倍内閣が介護保険制度を改悪し、２０１７（平成２９）年４月から新たにはじまる介護予防・日常生活支援事業について質問しました。これは要支援１・２の方がこれまで使っていたホームヘルプサービスやデイサービスを、現在の全国一律の基準で行う介護予防給付からはずし、広域連合が行う総合事業に移行するもので、サービスの基準、報酬単価なども広域連合が独自に定めることとなります。介護サービスの基準はバラバラ、質の担保がなされないということになるのではないでしょうか？

厚生労働省のガイドラインでは『低廉な単価のサービスの利用普及』とあります。平成２７年度は地域のサロンや老人会など、この事業、サービスの受け皿になってもらうようお願いするとのことだったため、その結果を質しましたがサロンはそれほど増えていないようでした。ボランティアや地域などのサロンは必要ですが介護サービスの置き換えにはなりません。緩和された基準で（安価な報酬で）サービス提供が行われることがあるのか確認しましたが現在のところ、希望する事業者もおらず、市に相談もないとの答弁でした。事業者のためにも利用者のためにもならない基準緩和中心型のサービスはいりません。

チェックリストの活用で介護認定の申請権を奪うな

また厚生労働省のガイドラインでは、『要介護認定に至らない高齢者の増加』とあります。そのためには、簡易なチェックリストの活用で代替えのサービスに割り振り、要介護認定をしないことが考えられます。

福沢議員は、広域連合でもこのチェックリストの活用を質したところ、「認定の前に簡易なチェックリストを活用はするが、要介護認定の申請権をはく奪するようなことはしない」との答弁でした。亀山市では対応するのは介護専門職員を窓口に配置するからそのような心配はいらないとの答弁でしたが、わずかな時間での判断は心配であり、要介護認定について、申請の意思の有無をはっきりさせることはとても大事になってきます。

介護サービスの利用　一方的に介護認定を更新しないよう強要はしない

さらに厚生労働省のガイドラインでは、『自立の促進』が謳われています。すでに進められている自治体において『介護の卒業』という名で介護サービスを打ち切る、更新をしないなどが進められ介護度が重くなった、実際認定に至らない高齢者は増加しているとの報告がなされています。福沢議員は、市はどのように考えるか質したところ、介護サービスの利用については、本人や家族、支援者の方々と協議して、最善の支援を提供するものであって、一方的に介護認定を更新しないように説得強要することなど決してないことを断言しました。

介護保険制度のさらなる改悪は許さず、一層の充実を求める

介護保険がはじまって１７年目となりました。全国で7，３００万人が加入しそのうち、２割弱の方が保険を使ってみえます。介護心中、介護殺人、介護離職、介護難民と、つらいニュースは増えこそすれ減ることはありません。国では要支援にとどまらず、要介護１や２のサービスまで見直す検討がされています。日本共産党亀山市議団は、さらなる制度の改悪を許さず、より充実した安心の介護保険にするために今後も頑張ります。

みんなで考えよう　子どもの貧困

「子どもの６人に１人が貧困？」、「シングルマザーの２人に１人が貧困？」、「なぜ？」、「こどもたちに何が起きているの？」－行政、学校、保育園、幼稚園、地域、個人は何をすればよいのでしょうか？この問題に熱心に取り組まれている寺内順子さんの講演を聴いて、いっしょに考えましょう。

日　時　　**8月21日（日）　午後1時30分から**

場　所　　**市総合保健福祉センター（あいあい）　大会議室（2階）**

講　師　　**寺内　順子さん（大阪社会保障推進協議会事務局長）**

主　催　　**日本共産党亀山市議団　連絡先　福沢みゆき　080−3636−9190**

後　援　　**亀山こども食堂やりたい委員会**

参加費無料

市政や暮らしの相談、ご意見は

服部こうき　　電話、FAX　82－3646　　メール　kouki@za.ztv.ne.jp

福沢みゆき　　電話、FAX　83－2938　　メール　miyuki.fukuzawa113-8@mbr.nifty.com

市議団ホームページ　「共産党　亀山」　で検索を